



石綿を含んだ建材を使用した建物の解体・改修は 事前調査・報告等が義務化されています！

先日、九州スレート販売協同組合の方が来社され、大気汚染防止法（2021.4.1 施行）について教えて頂きました。建築物を解体・改修工事をする場合は、元請業者は全ての石綿(アスベスト)含有建材について事前に調査し、都道府県に報告する事が義務化された。また、発注者に対しても工事費用や期間・作業方法を説明し、作業結果を報告しなければならない。これらの記録は解体工事完了後3年間、保管しておかなければならない。

弊社工場を建設した平成13年当時、スレート工事に際し、「アスベストを含まないものにして欲しい」と依頼し、小波は強度上難しいので大波のスレートにします」と言われたように記憶していたが、ノンアスのスレートは平成16年10月以降の生産なので、当社で使われているのはノンアスの製品ではないとの事でした。

弊社旧工場(平成13年解体)では断熱性能を期待し、屋根スレート裏側や構造鉄骨にアスベストが吹き付けてありましたが、解体業者に注意を促した事を覚えています。平成17年「石綿障害予防規則」が制定され、労働者の健康障害を防ぐ為に、石綿を含まない製品に取り替えるように求められており、九州スレート販売協組では取替工事を勧めている。重機による解体はアスベストの飛散防止の対策が難しく、アスベストの飛散を防ぐ為には古いスレートを一枚ずつ外し、新しいノンアススレートへの吹き替えを進めているようだ。コスト削減の為カバー工法が増えているようだが、これは既存のスレートの上から金属スレートなどにより覆い隠す工法で、美観のみを良くする工事であり、アスベストの除去にはなっていない。将来、改修・解体工事する場合に工事が困難となり、アスベストの処理費用も、さらに高くなるとの事です。これはスレートに限らず今後の大きな課題です。自治体によっては補助金制度もあるようです

【情報】

工技センター研究成果発表会が開催されます！

R7年度の研究発表会が行われます。ポスター発表の他5テーマにつき研究成果の口頭発表があります。また、特別講演として第一工科大学の徳永教授による「衛星データの利活用の可能性」もあります。

木材関係も①板材乾燥における栈木痕(スティックマーク)抑制技術や②県産スギ材の圧縮処理による曲げ性能向上について。等今後の県産材活用に興味深いテーマもあります。興味のある方は参加してください。

期日 7/17(木) 13:00~16:15

申込先 工技センター企画支援部 (TEL 0995-43-5111)

【定休日】

7月 は 5, 6, 12, 13, 19, 20, 26, 27 日

8月 は 3, 10, 13, 14, 15, 16, 17, 24, 31 日となります

宜しくお願ひします

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)

**建築物の解体・改修工事は
事前調査が義務化
されました！**

発注者(元請業者)は、工事を行う前に石綿含有建材が使用されていないか確認する必要があります。

改正 規制対象が全ての石綿含有建材に拡大！

解体等前にアスベスト(石綿)があるか事前調査報告が義務化されました！

- 1 大気汚染防止法に事前調査の方法が規定されました。**
①設計図書その面命による調査
②現場での目視による調査
③分析による調査
- 2 建築物の事前調査は、必要な知識を有する者に実施させる必要が求められます。**
①一般建設業(建設会社)の調査員(建設業)
②特定建築物(石綿含有建材調査員)の調査員(建設業)
③一戸建て住宅(石綿含有建材調査員)の調査員(建設業)
- 3 事前調査の結果は、作業開始前に発注者から元請業者に報告する必要があります。**
- 4 一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を元請業者等が都道府県等に報告しなければなりません。**
- 5 事前調査に関する記録を作成し、その写しを解体等工事の現場に備え置く必要があります。当該記録は、解体等工事後3年間保存しなければなりません。**

発注者の配慮義務 令和3年4月施行

解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります。

- 1 発注者の責任で事前調査の結果、記録が提供されていることが明らかになった場合は、石綿除去のための必要な費用を事前に以下の発注条件について、施工業者が法外な負担とならないよう事前に合意すること。**
①工事の費用(契約金額)
②工事の方法 ③(石綿除去)工事を行う場合は、石綿除去費用、工事の行方
④工事の期間
- 2 工事を発注する建築物の事前調査が適切に行われず、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供することの配慮を受けること。**

石綿障害予防PR チラシ